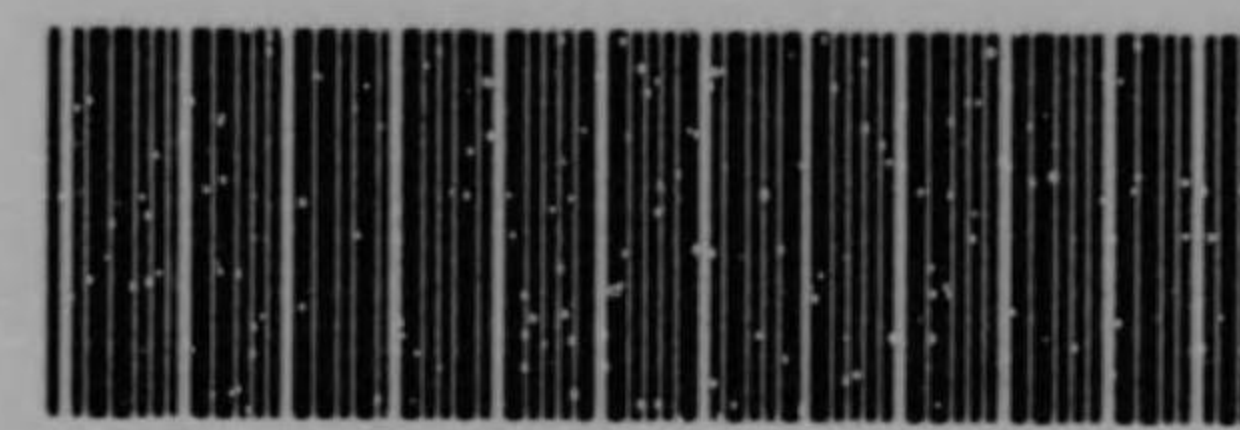


軍人勅諭

特259

158



0055696000

0055696-000

特259-158

明治天皇御下賜軍人勅諭

帝国在郷軍人会竹間分会

昭和12

AJA

特259
158



賜
勅

諭

明治十五年一月四日



我國は軍隊は世々天皇に統率し給ふ所よしそは
昔神武天皇躬つから大伴物部の兵とを率
か中國のまゆろをぬせのどを討ち平け給ひ
高御座し即ちせられて天下あろしめし給ひし
より二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り
換るし隨ひて兵制の沿革も亦屢ありき古は天
皇躬つら軍隊を率か給ふ御制して時ありて
老皇后皇太子に代らせ給ふことありしつれど
大凡兵權を臣下み委ぬ給ふことありし中

世し至りて文武に制度皆唐國風に倣はせ給ひ
六衛府を置き左右馬寮を建て防人をも設けら
れしものハ兵制は整ひこれとを打續ける昇平し
狂きて朝廷の政務を漸文弱し流されければ兵農
此のつらら二し分れ古に徴兵はいつとなく壯
兵の姿し變り遂し武士となり兵馬の權は一向
し其武士どもの棟梁たる者し歸し世の亂と共に
し政治の大權も亦其手し落ち凡七百年の間武
家の政治とはありぬ世の様に移り換りて斯る
れるは人力もて挽回をへきしゆらそとありし

なから且は我國體に戻り且そ我祖宗の御制に背き奉り淺聞しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國は事ども起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶々然るも朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経せして海内一統れ世とあり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖

宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知ざるか故しこそあれされハ此時り於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年の程も陸海軍は制をは今様し建定めぬ夫兵馬は大權ハ朕か統ふる所あるハ其司々をこそ臣下は任せるれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下し委ぬへきものにあらば子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握せるの義を存して再中世以降の如き失體なか

らんことを望むなり朕を汝等軍人の大元帥
るそされは朕を汝等を股肱と頼み汝等は朕を
頭首と仰きてそ其親を特に深うるへき朕が國
家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報い
まならぬ事を得るを得ざるも汝等軍人か其
職を盡せと盡さ、るとに由るそか、我國の稜
威振をさることあらを汝等能く朕と其憂を共
にせよ我武維揚と其榮を耀させ朕汝等と其
譽を偕し、汝等皆其職を守り朕と一心よ
あまて力を國家の保護し盡さは我國の蒼生ハ

永く太平の福を受け我國に威烈を大し世界に
光華とありぬへし朕斯を深く汝等軍人に望
むるれハ猶訓諭すへき事こそありてや之を
左に述へむ

一軍人の忠節を盡せを本分としへし凡生を我
國に稟くるもの誰かを國に報ゆるの心な
るべき況して軍人たらん者こそ此心の固から
て者物の用り立ち得へしとも思えれず軍人
ふして報國の心堅固ならさぬハ如何程技藝
し熟し學術し長するも猶偶人しひとしか

七
へ一其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存
せざる軍隊ハ事一臨みて烏合の衆一同かる
へ一抑國家を保護一國權を維持せざる兵力
小在れハ兵力の消長ハ是國運の盛衰あると
とを辨へ世論小惑を以政治一拘らば只一
途一己の自分の忠節を守り義ハ山嶽よりも
重く死ハ鴻毛よりも輕くと覺悟せよ其操を
破りて不覺を取り汚名を受くるゐられ
一軍人ハ禮儀を正くせへ一凡軍人必も上元帥
より下一卒必至るまで其間必官職の階級ハ

りて統屬せざるのゑあらば同列同級とても停
年小新舊あれハ新任の者ハ舊任のもの小服
従せへ此をのそ下級のものを上官の命必承
ること實ハ直に朕か命を承る義なりと心得
よ己か隸屬せざる所にあらばとも上級の者を
勿論停年の己より舊きものを對ふと總へ
て敬禮を盡しへ一又上級の者を下級のものを
小向ひ聊を輕侮驕傲の振舞はるへからせ公
務の爲小威嚴を主とせざる時ハ格別あるとも
其外を務めて懇小取扱ひ慈愛を專一と心掛

八

九
け上下一致して王事小勤勞せよ若軍人たる
ものよゑて禮儀を紊り上を敬ハ下を惠ま
せゑて一致の和諧を失ひたらんふハ啻一軍
隊の蠱毒たるのみハ國家の爲にもゆるし
難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇ハ我國よそを
古よりいとも貴へる所なれを我國の臣民た
らんもの武勇なくてハ叶ふまじ況し軍人
を戦に臨み敵に當るの威あるを片時も武勇
を忘れてよかるへきかさハあれ武勇も大

勇あり小勇あり同から汝血氣もをや粗
暴の振舞ふとせんハ武勇とハ謂ひ難し軍人
たらむもの常小能く義理を辨へ能く膽力
を練り思慮を殫めて事を謀るへし小敵たり
とを侮らず大敵たりとを懼まず己の武職を
盡さむこそ誠の大勇ふちあはされハ武勇を
尙ふものハ常々人々接るよる温和を第一と
し諸人の愛敬を得む心掛けよ由るき勇を
好みて猛威を振ひたらハ果る世人を忌嫌ひ
て豺狼あるやの如く思ひなむ心すへきことよ

こそ

一軍人の信義を重んずへ凡信義を守るはと
常の道よありとわきて軍人の信義なくて
あ一日も隊伍の中よ交りてあらんこと難か
るへ信とあり己か言を踐行ひ義とあり己ら分
を盡きをいふありされハ信義を盡さむと思
ハ、始より其事の成し得へきう得へらさ
るうを審よ思考せへハ臆氣ある事を假初よ
諾ひてよハあは關係を結ひ後よ至りて信義
を立てんとそれハ進退谷りて身の措き所よ

苦むことあり悔ゆとも其詮あり始よ能く事
の順逆を辨へ理非を考へ其言を所詮踐むへ
うらせと知り其義ハとてを守るへからせと
悟るハ速よ止ることよけき古より或ハ小
節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或
ハ公道の理非よ踏迷ひて私情の信義を守り
あたら英雄豪傑とせか禍よ遭ひ身を滅し屍
の上の汚名を後世まで遺せること其例尠あ
らぬを深く警めてやハあるへき
一軍人の質素を旨とせへ凡質素を旨とせさ

れハ文弱ニ流れ輕薄ニ趨リ驕奢華靡の風を
 好み遂ニ老貪汚ニ陥リて志を無下ニ賤く
 リ節操も武勇も其甲斐なく世人ハ爪を以て
 せらるゝ迄ニ至リぬへ其身生涯の不幸な
 りといふも中々愚あり此風一もひ軍人の間
 ニ起リてハ彼の傳染病の如く蔓延し土風も
 兵氣も頓ニ衰へぬへたこと明かり朕深く之
 を懼れて曩ニ免黜條例を施行し略此事を誠
 め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂む
 て心安らぬハ故ニ又之を訓ふるその一汝

等軍人ゆえ此訓誡を等閑ふる思ひそ

右の五ヶ條ハ軍人たらんをの暫を忽ニすへの
 りをさて之を行ハんハ一の誠心ころ大切
 也抑此五ヶ條ハ我軍人の精神ハ一の誠心
 ハ又五ヶ條の精神あり心誠をらさざハ如何
 る嘉言を善行を皆うハへの裝飾ハ何の用
 かハ立つへき心たハ誠あれハ何事を成る
 ろかハ況してや此五ヶ條ハ天地の公道人倫
 常經あり行ひ易く守り易く汝等軍人能く朕
 訓小遵ひて此道を守り行ひ國小報ゆるの務

一五
盡つさを日本こく國こくに蒼せい生せい舉こりて之これを悦よろこひるん朕ちん一いち
人こんの憚よろこびのみをらんや

明治十五年一月四日

御名

373
242

軍人精神ノ明鑑ニシテ萬古不易ノ御聖訓ヲ奉唱親炙シテ深ク肝銘日夜是ヲ服膺シ以テ御聖諭ニ副ハンコトヲ期シ茲ニ勅諭奉唱會ヲ設ケ當分會恒久事業ノ一タラシメントス。此ノ秋ニ當リ本春三月七日竹間軍友會ノ創立セラル、アリ其ノ劈頭金員ヲ當分會ニ寄セ以テ其ノ本旨使命ヲ顯現セラル。即チ資トナシ此ノ寶典ヲ謹刻シ永ク會員ノ切磋練磨ノ本トナシ併セテ竹間軍友會ノ御芳情ヲ銘記ス

昭和十二年五月五日

京都市中京區間之町通竹屋町下ル

竹間尋常高等小學校内

發行所 帝國在郷軍人會竹間分會

京都市中京區烏丸通夷川下ル

分會長 中村 藤次郎

